

引っ越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

3月、4月は入学・就職・転勤により引っ越しの多い時期です。引っ越しの際は住民票の異動届出が必要となり、進学・一時的な就労であつても、1年以上別の住所へ異動される方は届け出の対象となります。

りますのでご注意ください。この届け出は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となり、大切な手続きです。ので忘れずに行ってください。



住民票の異動届出(例)

八雲町から転出される場合 	転出前に八雲町で転出届を提出し、転出証明書を受け取る 転入した日から14日以内に札幌市へ転出証明書を添えて転入届を提出
八雲町に転入される場合 	転出前に札幌市で転出届を提出し、転出証明書を受け取る 転入した日から14日以内に八雲町へ転出証明書を添えて転入届を提出
八雲町内で転居される場合 八雲町	転居した日から14日以内に転居届を提出

◆カードに住所変更の記載をします



【必要書類】

- 本人確認書類(運転免許証等)…届出人分
- 通知カード・マイナンバーカード・住基カード(お持ちの方)…異動者全員分
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書…異動者全員分

※ご不明な点はお問い合わせください。
【問い合わせ先】 住民生活課戸籍住民係 ☎0137-62-2112

八雲町介護マーク入り名札を配布しています



障がい者や高齢者の介護は、周りから見て介護中であることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、周囲の人に介護中であることを伝えて温かく見守ってもらえるよう、「介護マーク」入り名札を希望者の方に無料で交付いたします。

【利用が想定される場面】

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・公共施設やスーパーなどが集まる施設のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用の下着を購入するとき
- ・病院などで一人でも医師等の話を聞けそうに見える方に付き添い、一緒に診察室等へ入るとき など

【交付対象者】

①町内に住所を有する障がい者や高齢者等の介護を行っている方(介護者の方は、町外在住でも構いません)

②町内の介護サービス事業所などで介護に携わる方

③町内居住で、介護に携わるボランティアをしている方

【申請時の持ち物】

①介護者の本人確認書類(例) 運転免許証、パスポート、保険証など

②要介護者となる方が介護を要すると判断できる証明書の原本または写し(例)

- ・介護保険被保険者証(要介護認定を受けている方のみ)
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・その他介護を要することがわかる証書(特定疾患医療受給者証など)など

※申請時、印鑑は不要です。

【配布場所・問い合わせ先】

保健福祉課包括支援係
 (シルバープラザ内)
 ☎0137-65-5001
 熊石総合支所住民サービス課
 ☎01398-2-2365